⑶　Nature and quantity of the services to be required : Original Gold Medals etc.
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺　Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 19 April 2012.
⑻　Contact point for the notice : Accounting Division, JAPAN RACING ASSOCIATION, HANSHIN RACECOURSE, 1―1, Komano-cho Takarazuka-shi, Hyogo-ken 〒665―0053 Japan TEL 0798―51―7151

入札公告の訂正

平成24年３月９日
支出負担行為担当官
国立教育政策研究所総務部長　笠井　俊秀
◎調達機関番号　016　◎所在地番号　13

○第44号

１　掲載日
平成24年２月16日（号外政府調達第31号）
２　訂正内容
６頁、国立教育政策研究所に係る「入札公告」第44号中、１の⑷履行期間「平成24年４月13日から平成24年５月７日」を「平成24年４月13日から平成24年５月31日」に、５の⑷Fulfillment period「From 13, April, 2012 through 7, May, 2012」を「From 13, April, 2012 through 31, May, 2012」に変更します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年３月９日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第１号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台湾南部海岸中浜工区坂元地区復旧工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県亘理郡山元町坂元地先
⑷　工事内容　築堤Ｌ＝700m
盛土Ｖ＝72,300㎥
被覆２ｔブロックＮ＝11,845個
消波Ｌ＝260m
消波４ｔブロックＮ＝1,273個
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　盛土材Ｖ＝72,300㎥、被覆２ｔブロックＮ＝11,845個、消波４ｔブロックＮ＝1,273個
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式（標準Ⅱ型））の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた物にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した一般土木工事で、下記①から②の要件を全て満たす施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記①から②の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、全ての構成員が下記①から②の要件を全て満たす施工実績を有すること。
①　海岸構造物工のうち、堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフのいずれかの施工実績があること。
②　当該施工実績が適切なものであること。
適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
ただし、①から②は同一工事で施工した実績であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、一般土木工事で、下記㋐から㋑の要件を全て満たす施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有する者であること。
㋐　海岸構造物工のうち、堤防・高潮堤、突堤、護岸、離岸堤、緩傾斜護岸、消波堤、高潮・津波防波堤、人工リーフのいずれかの施工経験があること。